

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎





議がない。なお、残置動産の撤去に関する費用は、相手方■■■■の負担とする。

- (7) 市及び相手方らは、市と相手方■■■■との間及び市と相手方■■■■との間には、本件に関し、■■■■裁判所平成■■■年（■■）第■■■号■■■■請求事件の仮執行宣言付支払督促に表示された金員及び同仮執行宣言付支払督促正本に基づく強制執行にかかる執行費用並びに本和解条項に定める事項以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (8) 和解費用は、各自の負担とする。